

会 議 録

会議の名称		令和3年度 守谷市協働のまちづくり推進委員会		
開催日時		令和4年2月18日（金） 開会：午後1時30分 閉会：午後3時37分		
開催場所		守谷市役所3階 庁議室		
事務局（担当課）		生活経済部 市民協働推進課		
出席者	委員	石井会長※，徳田副会長※，小宮委員，鶴田委員，小澤委員，須賀委員※，椎名委員，荒川委員，柴田委員，裕元委員（10名中10名出席） ※内 3名リモート出席		
	事務局	松丸市長，飯塚生活経済部長，高橋市民協働推進課長，中村補佐，柳葉係長，佐藤主任		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開 会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 内 容 (1) 会長，副会長の選任 (2) 守谷市協働のまちづくり推進条例，推進委員会の説明 (3) 各地区まちづくり協議会の活動に関する報告 (4) もりや公益活動促進協会の設立，活動に関する報告 (5) 協働のまちづくりに関する意見交換 (他市町村の事例も踏まえて) 6 その他 7 閉 会		
確定年月日		会議録署名		
令和4年2月24日		石井 大一郎		

審 議 経 過

1 開会

事務局(中村)：開会前に、委員の皆様「会議録における発言者氏名記載の是非」について御協議いただきしたいと思います。

本日の委員会は「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」において、会議録を公表することとなっています。発言者氏名については、原則非公開、ただし、「発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときはこの限りでない」と規定されています。

このため、本日の会議録作成において、発言者の氏名を記載してよろしいかどうか、皆様の意向を確認させていただきたいと思います。

これまで開催してきました本委員会においては、氏名は記載しても良いとの御判断を得ています。今後もこの方針を継続し、会議録に発言者の氏名は記載することによろしいでしょうか。

【全会一致で各委員の氏名記載を了承】

この会議は「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開といたします。傍聴者は2名です。

2 市長挨拶

【市長挨拶】

3 委嘱状交付

【委嘱状交付 代表：鶴田委員】

事務局(中村)：皆様の委嘱状はお手元にお配りしました。令和6年10月末日までの3年間が任期となります。どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員紹介

【委員紹介・挨拶】

事務局(中村)：本日の会議出席者は10名ですので、「守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則」第9条第3項の規定により、本日の委員会は成立しておりますことを御報告いたします。また、会長が決定するまでの間、市長が議事進行を務めさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

5 内容

(1) 会長，副会長の選任

松丸市長： それでは，会長が選出されるまで議長を務めます。会長及び副会長については，「守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則」第8条第2項の規定により，委員の互選で決定することとなっております。立候補又は推薦があればお願いします。

いらっしゃらないようですので，事務局案を提案させていただきますがよろしいでしょうか。

事務局（高橋）： それでは，事務局案を申し上げます。会長に，「石井 大一郎様」，副会長に「徳田 太郎様」を推薦いたします。

松丸市長： 事務局案が提示されました。皆様いかがでしょうか。よろしい場合は拍手をお願いします。

【全会一致で了承】

松丸市長： それでは，会長，副会長を決定させていただきます。お二人ともよろしくお願いします。

では，石井会長，徳田副会長から，就任の御挨拶をいただきたいと存じます。

【石井会長・徳田副会長挨拶】

松丸市長： ありがとうございます。これ以降，進行は「守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則」第9条第1項の規定により，石井会長にお願いします。

石井会長： それでは，私のほうで進行させていただきます。本日は，報告を受けて，皆様から御意見をいただく流れが中心になるかと思えます。

(2) 守谷市協働のまちづくり推進条例，推進委員会

石井会長： まず，内容の(2)守谷市協働のまちづくり推進条例，推進委員会について，事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

石井会長： それでは、事務局からの報告を受け、皆様質疑・意見等はございますか。

柴田委員： 資料2の指針の説明はありませんか。こちらに関して、質問があるのですが。

石井会長： 資料2の指針に関して、改正する際にポイントとなった点について、事務局から説明願います。

高橋(事務局)： 守谷市協働のまちづくり推進指針とは、守谷市の協働のまちづくりを進めるにあたっての方針のようなものです。7ページの「協働のまちづくり」のパターン1～3のように、これまでは市と市民・市民公益活動団体・事業者等の相手方が協働でまちづくりをするというのが主なものでした。

しかし、市民公益活動団体同士や市と事業者と市民公益活動団体等、様々な形があるということで、それを追加したものが改訂版になります。その中で8ページにありますように、各地区の活性化・課題解決組織としてまちづくり協議会という新たな考え方も載せております。

柴田委員： 細かい話ではありますが、1ページの国勢調査結果は最新のものを基にしてはいかがでしょうか。令和2年にも国勢調査を行っているはずですが。

高橋(事務局)： 令和元年11月改訂版のため、当時の数値となっています。次回改訂の際は、最新の数値を入れたいと思っております。

柴田委員： 次はいつ改訂になるのですか。今回の会議後にすぐに改定するものではないのでしょうか。

高橋(事務局)： 現時点では、この指針が、本市の協働のまちづくりの考え方となっており、それを変更するのであれば、委員会に諮らせていただき、改訂いたしますので、今日時点では、こちらが最新版となります。今後、皆様の御意見を伺いながら、改訂について検討してまいります。

石井会長： (3)の内容とも被る部分があるかと存じますので、そちらを事務局より伺った後、今の観点以外で、他の委員の方からも御意見があれば伺うことといたします。本日は、オンラインと会場参加のハイブリッドになっており、進行の時間の都合上、御容赦ください。

(3) 各地区まちづくり協議会の活動に関する報告

石井会長： それでは、(3) 各地区まちづくり協議会の活動について、事務局から報告をお願いします。

～事務局説明～

石井会長： 委員の皆様もこちらに関わっていらっしゃるかと伺っております。全国的にもこのような地域組織があり、昨年度末、総務省の調べでは、全国で6千団体程に増えております。地域自治や対話参加によるまちづくりを進める主体として十分に期待できるのではないかと感じております。守谷市らしいまちづくり協議会にしていくためにも、皆様から御意見をいただければと思います。

鶴田委員： まちづくり協議会の性格を把握できていないのですが。本来、人もお金もあれば行政が行うサービスを、今後更に厳しくなることが見込まれるために、市民の力を借りて行いましょうというものなのでしょうか。あるいは、各地区の市民が発案して、それをサポートするような形で市が入っていくものなのでしょうか。あるいは、両方なのでしょうか。

今すぐの変化は無いかもしれませんが、民間企業に勤めていたような方が参加するようになる等、各地区によってバラつきが出てしまい、取り残される地区も出てくるのではないのでしょうか。

石井会長： 捉え方と担い手のお話しがあったかと思いますが、事務局で将来的なことに関して、お答えできる部分がありましたら、お願いします。

高橋(事務局)： 行政がやるべきことは今後も行っていくのですが、行き届かない部分がどうしても出てくるかと思えます。

例えば、支え合い・助け合い活動はとても行政でできるものではありません。行政がやりたくても手が届かない部分をまちづくり協議会に担っていただきたいと思います。加えて、地区の方々が課題解決に限らず、活性化のために行いたい活動を実現していただきたいと思います。そうなりますと、非常に効率的に行政の運営がしていけるのではないのでしょうか。

また、まちづくり協議会は「繋がる」ということがキーワードだと考えており、繋がることによって、今まで生まれてこなかった活動が出てくると思えます。

例えば、大野地区まちづくり協議会で防災訓練を実施すると、これ

までは町内会や消防団単独で行っていたものが、子供会もシニアクラブも色々な方々が繋がって実施できます。そして、それぞれの役割も見えてくるかと思えます。非常に効率的で、これまでに無い活動が実現できると考えています。

石井会長： 皆様に1回以上の発言をいただきたいと考えております。徳田副会長に、これまで聞き逃している点や御意見等ございましたら、お伺いできればと思います。

徳田副会長： リモートでの参加のため、会場の皆様の声が完全には聞き取れてはいないことが前提でお話いたします。申し訳ございません。

今の点に関して、考え方は難しいと思いますが、行政が提供するサービスのベーシックな部分を下げるわけではなく、上乘せする形で、地域の特色が出るように皆で作っていくようにしないといけないと感じました。

石井会長： 須賀委員，御発言お願いいたします。

須賀委員： 先程のまちづくり協議会は、例えば北守谷地区では勢力的に活動されていて、一方で中々活動が活性化しない地区が生まれているのも事実であるかと思えます。活性化しない地区に対して、支援や意見交換の場を持つ等、これまで以上にまちづくりを活発化させていくための話し合いの場が大事なかと思えます。写真を見る限り、シニア層とお子さんと世代が離れていて、中間地点の方々の参加が少ないということは気になった点です。

石井会長： 荒川委員，このような活動に関わりがあるということでしたので、御発言お願いいたします。

荒川委員： 私は守谷A地区まちづくり協議会に携わっています。守谷A地区は10地区の町内会があり、それぞれ個性があるため、それをまとめるのはとても難しいと感じています。コロナの影響もありますが、活動をしていくことに関し、悪戦苦闘しております。

石井会長： 荒川委員御自身が感じていらっしゃることを踏まえて、このような点を強化していくと良いのではないかと、行政のサポートがあると良いのではないかとといった視点では、どのようなことが浮かびますか。

荒川委員： 各地区の代表が様々な考えをお持ちのため、それをどうしたら良い

のか、まとめるのは厳しいと考えています。できることからしか、できないと思います。

石井会長： どのように合意形成していくか、確かに難しい問題だと思います。

柴田委員： 荒川委員が会長である守谷A地区で、下新田区長として構成員をしております。守谷A地区は、比較的上手く行っているのではないかと考えております。10地区の区長が集まり、一つの考えにまとめるというのは無理な話です。それぞれの町内会に特色があり、ある程度のところでまとめるしかないわけですから、その点では、上手く行っていると思います。

石井会長： 他の委員の方、いかがでしょうか。

裕元委員： 私は守谷E地区に所属しており、こちらは16町内会が集まっています。1年交代の区長がほとんどであるため、どのようなことをやって良いのか分からない状況です。私は役員を降り、構成員として、いくつか意見を申し上げましたが、十分な返答がありません。地区によって、まとまりが難しいと感じています。

石井会長： 輪番で関わる方の割合が多いでしょうし、そのような中で意見を引継ぎ、まとめていくことの難しさが分かりました。まちづくり協議会が継続していくためには、ファシリテーションやサポートが必要だと思います。

(4) もりや公益活動促進協会の設立、活動に関する報告

石井会長： それでは、(4) もりや公益活動促進協会の設立、活動について、事務局から報告をお願いします。

～事務局説明～

石井会長： それでは、小澤委員と徳田委員が関わられているようなので、小澤委員より御発言をお願いします。

小澤委員： 設立準備会から参加させていただき、守谷に住まわれて何十年の方やボランティア活動・市民活動を長くされている方等、大先輩方と検討しました。

私は、もりや市民大学に参加し、自分のやりたい活動を団体にした

ら良いのではないかとアドバイスをいただき、設立をし、現在に至っています。設立の際に困った事や継続していく上での難しさを助成金の内容に盛り込んだり、検討したりしました。

三つコースがあるのは、運営していく中で、自己資金を集められる団体なら良いですが、構成員の人数等により、自己資金を集めるのが難しい団体が多いということが現実のため、難易度の低い上限額の少ないコースから、上を目指していくために、2番目3番目の助成額の多いコースを設けた経緯があります。

初年度のため、今後の需要を見極めながら、改善していければと考えています。

徳田副会長： 私も検討会と準備会に参加させていただき、一番の課題はハードルの高さであったため、地道な地域の活動でも気軽に手を挙げられる制度にしたいというのが一番の主旨でした。

個人的な意見になりますが、今回の募集の様子を見て、団体も基金も成長していくことが重要であると思います。助成金の三つのコースが現行ではありますが、理想は、年を経るごとに助成団体数の比率が変わっていくことではないかと考えます。

例えば、2年目は応援助成が一部減り、ステップアップ助成が増える等、団体が成長していくことを応援できる基金が理想です。団体も基金も成長すれば、公益活動の底上げになると思います。

石井会長： 委員の皆様から御質問や御意見等ございましたらお願いします。

柴田委員： 資料4のもりや公益活動促進協会と資料2の市民公益活動団体は違うものでしょうか。重複はないのでしょうか。

石井会長： 事務局から説明をお願いいたします。

高橋(事務局)： 資料2の10ページの市民公益活動団体の集合体のもりや公益活動促進協会となります。市民公益活動団体が市内にいくつもございます、その方々が繋がったのもりや公益活動促進協会となります。

柴田委員： 市民活動公益団体には、自治会・町内会やボランティア団体、NPO団体、市民等で構成する活動団体があるようですが、その中の市民等で構成する活動団体が資料4のもりや公益活動促進協会と考えてよろしいですか。

高橋(事務局)： もりや公益活動促進協会に加入していない団体が多くありますので、

資料4にありますように設立段階では、市民公益活動団体が67団体集まって組織したのがもりや公益活動促進協会になります。

石井会長： その他に御意見ございますか。

鶴田委員： もりや公益活動促進協会の活動内容に関しては、良いのですが、元々あった制度を協会として外に出したのはなぜですか。メリットがあったからだと思うのですが。課題をどのようにとらえて、外に協会を設立したのでしょうか。

高橋（事務局）： これまで市が行っていた助成金制度は、先程、徳田副会長からもありましたとおり、市の厳しい審査基準となり、ハードルを高く感じて申請件数が少ないという状況でした。

協会設立により、間口を広くし、誰でも気軽に活用できる助成金を用意するというのが目的です。

また、活動している方々が何に困っているかという点に関して、市民公益活動団体の目線で検討できると考えています。且つ、アウトソーシングができれば、市側の都合となりますが、多少、人件費の削減になる部分もございます。

鶴田委員： 制度の敷居を低くするという点には賛成ですが、仕組みを変更することと、外に移行することは違うのではないのでしょうか。中に置いても実現できたのではないかと考えます。外に協会として出した方が、金銭的な面でメリットがあると市は考えているということでしょうか。

高橋（事務局）： 金銭面以上に外部に移行する大きなメリットは、ネットワーク化です。実際に、促進協会を立ち上げるにあたり、様々な方の話を伺ったのですが、やっていることは全く異なるけれども向かっている方向は同じということがありました。例えば、有機農園と子供食堂の連携が生まれる等、ネットワーク化に期待しています。

石井会長： サービス内容を変えるということとその主体を移すということが理解に苦しむという主旨の御質問だったかと思えます。

私も15年位、中間支援組織を運営しておりました。どうしても中間支援組織も現場や当事者から視点が離れていってしまいます。このような助成金の審査に関わることにより、中間支援組織自体も力をつけていくことができると感じています。是非、共通理解を持って進めていければと思います。

松丸市長： 私は、地方自治の概念が変わった点が今回の大きな流れの変化に繋がっていると考えています。

これまでは、中央集権の意味合いが強かった組織体制でした。民主主義の基本的な部分として、一人一人が自立し対等であると考えた際に、自治体としてもそうですが、地域としても自立・自走と言う部分を無くしては、民主主義の有り方が変わってきてしまうだろうと思っております。

私は、市がやらなければ公平性が保てないとは思っておらず、守谷市に住んでいらっしゃる住民の皆様の能力が一人一人非常に高いと考えているため、それを信用せずに本当のまちづくりはできないだろうと強く思っております。

そのような意味では、今回の協会のように様々な団体に自立していただくことにより、自分たちの理想を自分たちで実現できる地域感を実現できればと考えております。主役が自分であるというまちづくりができれば、もっと守谷が輝くと私自身は思っております。

【松丸市長 所要のため、退席】

(5) 協働のまちづくりに関する意見交換

石井会長： それでは、(5) 協働のまちづくりに関する意見交換となります。皆様より一言ずつ、いただければと思います。

裕元委員： 先程のもりや公益活動助成金について、(1) の公益活動継続応援助成金は、どのようなサークルが該当するのでしょうか。「ぱたか」や太極拳サークルに会館を貸しておりますが、そのような団体も該当するのでしょうか。また、河津桜の会のようなものも該当するのでしょうか。

高橋(事務局)： 公益活動助成金は、行っている活動が公益活動であるか否かがポイントとなります。もちろん河津桜のような活動は該当してくるかと思えます。ただ、市の他の助成を受けている場合は、対象外となります。

例えば、「ぱたか」は市の委託を受けている団体ですので、該当しないと考えます。太極拳も自身の健康のためだけに行っている場合は該当しませんが、福祉施設に年に幾度が慰問に行っているなどあれば、該当する場合もあるかと思えます。もしかして該当するのではと思うことがあれば、随時、市民活動支援センターにお問い合わせください。

石井会長： 続いて、柴田委員お願いいたします。

柴田委員： 質問がございます。資料4では、2ページに助成金制度を廃止し、補助金を交付するとなっておりますが、資料5では活動助成金となっておりますが、名称についてどのようになっていますでしょうか。

高橋(事務局)： 補助金・助成金・交付金と様々な名称がありますが、守谷市では区別をしておらず、市がこれまで行っていた公益活動助成金制度を廃止し、促進協会にお金を預けてそちらにやっていただくということです。

石井会長： 分かりにくい点等ございましたら、御提案いただければと思います。続いて、須賀委員、何かございますか。

須賀委員： 助成金の件で詳しく教えていただきありがとうございました。非常に良い制度で、可能性を見つけられたのではないかと思います。

2年前に、もりや市民大学で、比較的若い世代の方にお集まりいただき、復職についてワークショップを行った際に、皆様からたくさん良い意見が出ましたが、個人レベルで実現する場が無かったということがありましたので、非常に良いと感じました。

石井会長： 制度の特徴を改めて教えていただいた御意見であると思います。他の委員の方、この点について御意見があればお願いします。

小宮委員： 植樹やひな祭りなど皆様の活動の話聞いていて素晴らしいと思いました。市内に住まいを構えていても知らないことがあり、他の地域の方にも活動が知られていると良いのではないかと感じました。

そのためには、情報へのアクセシビリティも増すと良いのではないかと思います。

また、今すぐ回答をいただきたいものではありませんが、協働のまちづくりの指針の改訂された「協働のまちづくり」のパターンの部分について、フェーズが進んでいく中で4、5、6と追加されていくものであるならば、現状をKPIなどで達成状況を示していただきたいなと思いました。

更に、オープンデータの活用は守谷市ではどのように行われているか、協働のまちづくり推進委員会で検討していければと思います。

石井会長： 徳田副会長お願いいたします。

徳田副会長： 色々な角度から御意見をいただけて良かったと考えております。今後、推進委員会を継続していくにあたって、本日、ベースが整ったと感じています。

まちづくり協議会で地区別のまちづくり、公益活動促進協会でもテーマ別のまちづくりを行い、それらが上手に噛み合っただ協働のまちづくりが進んでいくためにどのようにすればより良くできるかを検討していく場がこの委員会だと思ひます。また次回以降、もう少しやりやすい形で議論ができればと考えています。

石井会長： コロナ禍にもかかわらず、大変進捗良くできたと感じております。徳田副会長も仰っておりましたが、地区におけるまちづくりの協働というのは、全国でもまだ始まったばかりであり、地域側と行政側の双方がコーディネート力を高めていく必要があります。

私は、行政のみがやらなければならない自治は無いと考えています。防災なども、本来は地域の中で考え、それを行政が支えるという方式だと思ひます。このメンバーの皆様が、共有して、各地区や新しく参画してほしい若い世代に繋いでいければと考えております。

また、行政側の協働支援の研修プログラムについても共有できれば良いと感じております。

6 その他

石井会長： それでは、そろそろお時間ですので、以上で意見交換を終了し、事務局にマイクをお戻しします。

事務局(高橋)： 今年度は今回1回のみとなってしまいますが、来年度、引き続きこの委員会を継続していきたいと思ひます。

小宮委員からありましたKPIにつきましては、今年度中に策定予定の第三次総合計画に指標が入っておりますので、それを踏まえて協議していければと考えています。

まちづくり協議会で差が生まれるのではという点や荒川委員の進めるのが難しいというお話もありましたので、市も支援をしていく中で、市職員のコーディネート力と情報発信力を向上していければと私は考えています。

事務局(高橋)： 以上をもちまして、守谷市協働のまちづくり推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

7 閉会